

第3期 南相馬市地域福祉計画（素案）概要

第1章 計画策定にあたって（素案P1～）

◇計画策定の趣旨

市では平成27年3月に「第2期地域福祉計画」を策定し、住民や行政、民間の地域を支える団体や事業者などが力を合わせ、地域において住民一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう地域福祉を推進してきました。

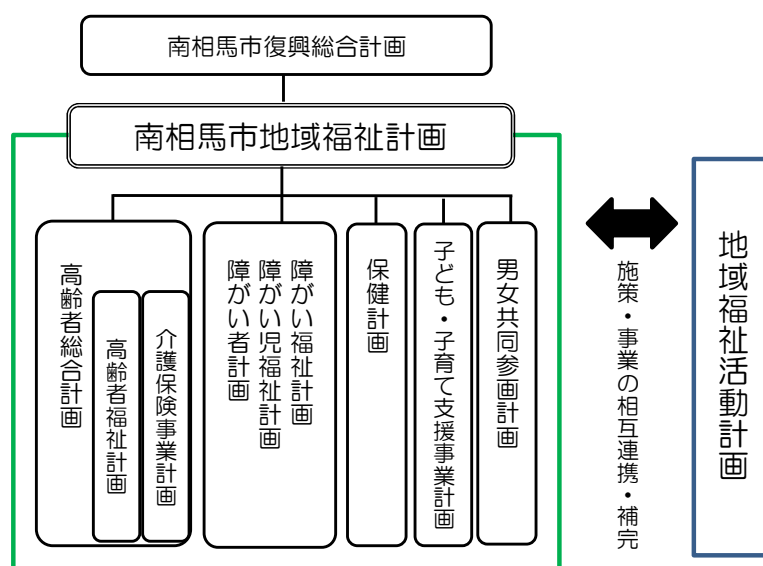
地域共生社会の実現に向けて、国の指針や社会福祉法の改正を踏まえこれまでの計画を見直し、さらなる地域福祉の充実を図るため「第3期南相馬市地域福祉計画」を策定します。

◇計画の位置づけ及び期間

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。本計画は、市政運営の基本方針である「南相馬市復興総合計画」の分野別計画としての性格を持つとともに、福祉分野における各計画の上位計画として、各個別計画に共通する理念を相互に関連付けるとともに、地域福祉を進めていくための基本的な方向性を示しています。

また、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と相互連携・補完していきます。

計画期間は2019年度から2022年度です。



第2章 地域福祉を取り巻く現状（素案P5～）

地域の実情を踏まえて計画を策定するため、市内の現状について記載しています。

1 人口の動態等

人口推移・推計、世帯の状況、就業及び産業の状況、障がい者（手帳所持者）数・要介護等認定者数の推移、生活保護の状況、自殺者数の推移について記載しています。

2 各種団体等の状況

行政区・隣組、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO事業者等の状況について記載しています。

◇基本理念

健康で安心して暮らすことができるまち、南相馬

「第2期地域福祉計画」を踏襲しつつ、本市の市政運営の基本方針である「南相馬市復興総合計画」の基本指針の一つを本計画の基本理念とします。住民の福祉ニーズが多様化、複雑化している中、子ども・高齢者・障がい者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる南相馬市の実現を目指します。

◇基本施策

基本理念の実現を目指すため、次の3点を基本施策として掲げ計画の推進を図ります。

1. 市民の相互協力による福祉のまちづくりの推進

地域に住む全ての人が、その人らしく、生きいきとした生活が送れるように地域住民で支えあい、助けあっていくことができるよう、住民同士のふれあい、交流の促進など、地域の絆・つながりを強める取り組みを進めます。

2. 地域福祉を支える基盤の確立

地域に住む全ての人が、地域福祉に関心を持ち、地域福祉の担い手となるよう、地域活動への参加や活動を支援し、地域福祉意識の醸成を促進します。また、地域で活動する各団体間の連携強化を図ります。

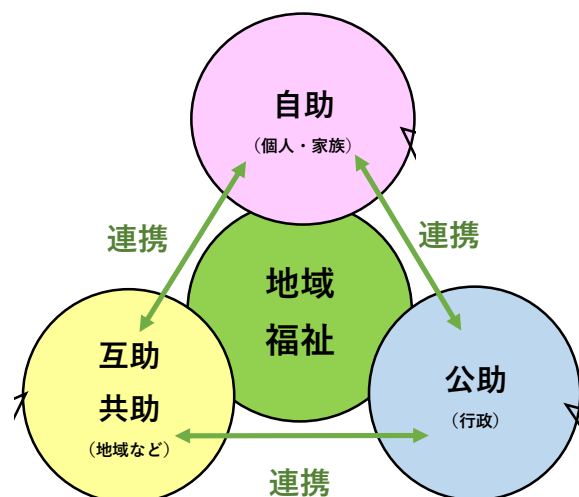
3. 安心して暮らすための生活支援の充実

多様化・複合化している地域の生活課題に対応するために、福祉・保健・医療など様々な分野が連携し、福祉サービスに関する情報提供や相談支援を行い、必要な時に適切なサービスを利用できるような体制をつくります。また、健康づくりや地域のバリアフリー化を推進し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

◇「自助」・「互助・共助」・「公助」の考え方

市民、福祉団体、社会福祉協議会、行政等が、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、地域ぐるみで福祉を推進していくことが重要です。

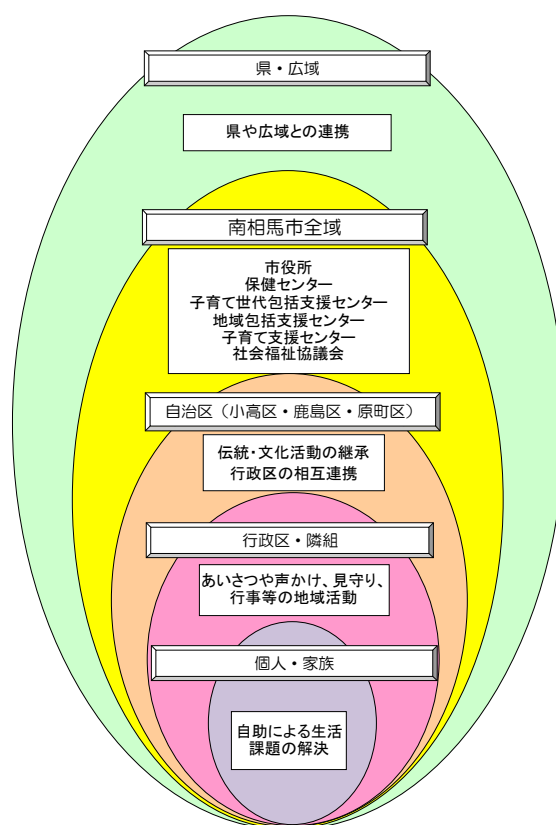
本計画では、市民一人ひとりや家族が取り組むべき「自助」（市民の役割）、近隣の住民や地域自治会、福祉関係団体等が協働して取り組むべき「互助・共助」（地域の役割）、行政として取り組むべき「公助」（行政の役割）の3つに区分し、地域福祉の推進に向けた基本的役割について定めます。



◇福祉圏域の設定

地域にある生活課題に応じて、「個人・家族」、「行政区・隣組」、「自治区」、「南相馬市全域」、「県・広域」からなる圏域ごとの取組や各圏域の連携による取組によって解決を図っていきます。

また、これらの圏域は、一律に固定されるものではなく、課題や地域特性に応じて、柔軟に対応していきます。



第4章 現状と課題及び取組方針（素案P25～）

基本理念を実現すべく、以下の各種施策を展開します。

施策ごとに取組方針を設け、成果指標を設定しました。成果指標は一部を除いて復興総合計画後期基本計画における指標と同一のものとしています。また、各施策における取り組み内容について、策定済みの福祉分野計画については、それらをもって本計画の取り組み内容とします。

項目ごとに現状と課題を整理したうえで取組方針を示し、施策を推進するために市民・地域・行政の役割を「自助」・「互助」・「共助」・「公助」として記載しています。

基本施策1

市民の相互協力による福祉のまちづくりの推進

- (1) 地域での支えあい・ふれあい活動の推進
- (2) 社会参加の促進と生きがいづくり（新規）
- (3) 地域の見守り活動の推進
- (4) 災害時における市民相互支援ネットワークの構築

基本施策2 地域福祉を支える基盤の確立

- (1) 社会福祉協議会や地域組織、事業者などとの連携
- (2) 福祉ボランティア活動の充実・NPO活動の推進

- (3) 支えあい・助けあう地域福祉意識を育む

- (4) 地域包括ケアシステムの推進（新規）
- (5) 子育て環境の充実（新規）

基本施策3

安心して暮らすための生活支援の充実

- (1) 総合的な相談体制の充実
- (2) 福祉サービスの充実（新規）
- (3) 人権尊重の社会づくりの推進
- (4) ひとに優しいまちづくりの推進
- (5) 生活支援の充実
- (6) 身体とこころの健康づくり（新規）

第5章 計画の推進にあたって（素案P49～）

◇計画の周知

地域住民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの重要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していけるよう、市ホームページ等で計画内容を公表します。

◇関係機関等との連携・協働

地域福祉担当課が中心となり、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である南相馬市社会福祉協議会との連携をはじめ、行政区、隣組、民生委員・児童委員、福祉事業者等の各種団体とも連携を図りながら、協働による地域福祉の推進に努めます。

◇計画の進捗管理

地域福祉策定推進委員会を中心とし、計画の進捗管理、点検・評価を実施します。また、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

資料（素案P51～）

◇計画の策定体制

学識経験者、地域福祉関係者、地域住民の代表者等で構成される「南相馬市地域福祉計画策定推進委員会」及び、市役所内各関係課長と社会福祉協議会で構成される「地域福祉計画策定検討会」において、計画案について検討・策定作業を行っています。委員会の設置要綱や開催状況等も記載しています。

◇アンケート調査の実施及び結果

計画の策定にあたっては、住民の意見等が十分に反映されることが望まれることから、福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するため、アンケート調査を実施しました。実施概要や調査結果を記載しています。

◇地域福祉懇談会の実施及び結果

地域福祉活動の促進と地域福祉計画の策定にあたり、南相馬市社会福祉協議会との共催により、地域福祉懇談会を開催しました。実施概要や調査結果を記載しています。